

## 第4章 一般政府および対家計民間非営利団体 関連項目の推計

### 1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計

#### (1) 一般政府および政府サービス生産者の範囲

いわゆる政府関係諸機関は、制度部門分類の観点からは、SNA 上公的部門である一般政府になるもの、公的企業になるもの、また民間部門である民間企業になるもの、対家計民間非営利団体になるものがある。

まず、公的部門と民間部門の区分として「所有・支配基準をみたしているかどうか」が判断の基準となる。具体的に言えば、政府出資の状況、役員の任命権・認可権の状況、経営方針の決定権の状況、政府代行業務の有無等の検討を行っている。

また、一般政府と公的企業の区分として「財・サービスの市場性の有無」が判断の基準となる。具体的に言えば、金融資産の保有状況、業種・価格等の市場性の有無等の検討を行っている。

以上の検討を行った結果、政府関係諸機関を表4-1のように分類している。

制度部門のひとつである一般政府は、政府サービス生産者の活動のみならず、産業として活動を行うこともあるが、わが国のSNAの体系においては、一般政府と政府サービス生産者の範囲は一致しているものとしている。

#### (2) 推計方法

##### a. 制度部門別推計方法

##### (a) 中央政府

一般会計および特別会計については決算書の日、独立行政法人等については財務諸表の勘定項目をそれぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの目あるいは勘定項目で2つ以上の性質あるいは目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質あるいは目的に分類することとし、分割はしない(表4-2)。

独立行政法人等の総固定資本形成は、収入支出決算書が利用できないものについては、貸借対照表の期末有形固定資産残高(土地を除く)から期首同残高を差し引いたものに、当期の減価償却費を加えることにより推計する。

総固定資本形成に該当するもののうち用地費を含んでいると考えられるものについては、『建設業務統計年報』(国土交通省)の工事種別の用地費率を用いてこれを控除し、総固定資本形成を推計する。

## 第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

93SNA においては、固定資本減耗について従来の建物分に加えて、道路、ダム、防波堤などの資産についても計上することとなった。推計方法は建物分については『財政金融統計月報（国有財産特集）』の建物価額に建物減価償却率を乗じて算定しており、道路、ダム、防波堤等の社会資本分については、部門ごとの新設投資額と災害復旧費をもとに、定額法、残存価格ゼロとして、パーペチュアル・インベントリー法（恒久棚卸法）により推計している。また、ソフトウェア分については、耐用年数5年の定額法により推計している。

### (b) 地方政府

普通会計等については、『地方財政統計年報』（総務省）、下水道事業会計については、『地方公営企業年鑑』（総務省）に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基に SNA に則った性質別、目的別の分類を行い集計する。また経済活動別分類は目的別分類を基準に行う（表4-2）。

下水道事業会計等については当該事業ごとに目的別、活動別に対応づけている。

なお、地方開発事業団は地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解散の方向にあること等から推計を行っていない。

総固定資本形成を推計する上で控除すべき用地費については、『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」等を使用している。

固定資本減耗については、建物分については『公共施設状況調査』（総務省）の建物面積をもとに推計した建物価額に建物減価償却率を乗じることによって推計する。道路、ダム、防波堤等の社会資本分については、中央政府と同様である。

### (c) 社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については中央政府と同様の方法で推計しており、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するものは、『地方財政統計年報』等により推計している。

また、共済組合、基金等については当該団体の決算書等から推計している。

### b. 最終支出主体主義

例えば、地方政府が中央政府から2分の1の国庫補助金を受けて道路建設を行った場合、これを総固定資本形成として計上するに当たって2つの方法がある。

- ① 資金の出所にしたがって、2分の1は中央政府の総固定資本形成、他の2分の1を地方政府の総固定資本形成として記録する。
- ② 代金を建設業者に最終的に支払った主体の観点から、地方政府の総固定資本形成として全額を計上する

前者を資金源泉主義、後者を最終支出主体主義とよんでいるが、SNA においては最終支出主体主義をとっている。

表4-1 国民経済計算における政府諸機関の分類

平成18年3月末現在

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業		
	一般政府				公的企業		民間 産業 扱い
	中央 政府	地方 政府	社会保 障基金	対家計 民間 非営利 団体	非金融	金融	
<b>中央政府</b>							
一般会計							
公務員住宅賃貸					○		
その他の一般会計	○						
特別会計							
<企業特別会計>							
国有林野事業特別会計					○		
国有林野事業勘定 治山勘定	○						
<保険事業特別会計>							
地震再保険特別会計						○	
厚生保険特別会計			○				
船員保険特別会計			○				
国民年金特別会計			○				
労働保険特別会計			○				
農業共済再保険特別会計						○	
森林保険特別会計						○	
漁船再保険及漁業共済保険特別会計						○	
貿易再保険特別会計						○	
<公共事業特別会計>							
国営土地改良事業特別会計	○						
道路整備特別会計	○						
治水特別会計	○						
港湾整備特別会計	○						
空港整備特別会計	○						
<行政的事業特別会計>							
登記特別会計	○						
特定国有財産整備特別会計	○						
国立高度専門医療センター特別会計					○		
食糧管理特別会計					○		
農業経営基盤強化措置特別会計	○						
特許特別会計	○						
自動車損害賠償保障事業特別会計						○	
自動車検査登録特別会計	○						
<融資事業特別会計>							
産業投資特別会計						○	
都市開発資金融通特別会計						○	
<資金運用特別会計>							
財政融資資金特別会計						○	
外国為替資金特別会計	○						
<整理区分特別会計>							
交付税及び譲与税配付金特別会計	○						
国債整理基金特別会計	○						
<その他>							
電源開発促進対策特別会計	○						
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	○						
<b>地方政府</b>							
普通会計							
学校給食		○					
清掃事業		○					
住宅事業					○		
造林事業					○		
学校教育		○					
社会教育		○					
教育訓練機関		○					
地方政府研究機関		○					
保健衛生		○					

第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業			
	一般政府				対家計 民間 非営利 団体	公的企業		民間 産業 扱い
	中央 政府	地方 政府	社会保 障基金			非金融	金融	
社会福祉		○						
港湾管理		○						
空港管理		○						
失業者就労事業		○						
公務員住宅賃貸					○			
一部事務組合		○						
その他の普通会計		○						
公営事業会計								
<地方公営企業>								
上水道・簡易水道事業					○			
工業用水道事業					○			
交通事業					○			
電気事業					○			
ガス事業					○			
病院事業					○			
下水道事業		○						
港湾整備事業					○			
市場事業					○			
と畜場事業					○			
観光施設事業					○			
宅地造成事業					○			
有料道路事業					○			
駐車場整備事業					○			
介護サービス事業					○			
その他事業					○			
<その他の事業>								
収益事業(競艇、競馬、宝くじ等)					○			
交通災害共済事業						○		
農業共済事業						○		
公立大学付属病院事業					○			
国民健康保険事業			○		○			
老人保健医療事業			○					
介護保険事業			○		○			
公益質屋事業		○						
公社								
住宅供給公社					○			
土地開発公社					○			
地方道路公社					○			
地方駐車場公社					○			
その他の会計								
財産区		○						
地方開発事業団		○						
港務局		○						
特殊法人								
公社								
日本郵政公社					○	○		
						○		
事業団								
日本私立学校振興・共済事業団	○		○					
公庫								
住宅金融公庫						○		
農林漁業金融公庫						○		



第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業		
	一般政府				対家計 民間 非営利 団体	公的企業	
	中央 政府	地方 政府	社会保 障基金	非金融		金融	
<b>機構</b>							
総合研究開発機構							○
預金保険機構							○
農水産業協同組合貯金保険機構							○
<b>共済組合</b>							
国家公務員共済組合・同連合会			○	給付経理 宿泊、医療経理 その他	○		○
地方公務員共済組合・同連合会			○	給付経理 宿泊、医療経理 その他	○		○
警察共済組合			○	給付経理 宿泊、医療経理 その他	○		○
公立学校共済組合			○	給付経理 宿泊、医療経理 その他	○		○
地方議会議員共済会			○	給付経理 業務経理	○		
日本たばこ産業共済組合			○	長期経理 業務経理	○		
日本鉄道共済組合			○	長期経理 業務経理	○		
<b>その他</b>							
日本赤十字社				医療分 福祉分	○		○
<b>その他</b>							
健康保険組合・同連合会			○	給付経理 その他	○		
国民健康保険組合・同連合会			○	給付経理 医療、施設経理 その他	○		○
<b>独立行政法人</b>							
<b>&lt;内閣府&gt;</b>							
国立公文書館	○						
駐留軍等労働者労務管理機構	○						
国民生活センター	○						
北方領土問題対策協会	○						
沖縄科学技術研究基盤整備機構						○	
<b>&lt;総務省&gt;</b>							
情報通信研究機構	○						
消防研究所	○						
統計センター	○						
平和祈念事業特別基金					○		
<b>&lt;外務省&gt;</b>							
国際協力機構	○						
国際交流基金	○						
<b>&lt;財務省&gt;</b>							
酒類総合研究所	○						
造幣局						○	
国立印刷局						○	
通関情報処理センター							○
日本万国博覧会記念機構					○		
<b>&lt;文部科学省&gt;</b>							
国立特殊教育総合研究所	○						
大学入試センター	○						

第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

	政府サービス生産者			対家計民間非営利サービス生産者	産業		
	一般政府			対家計民間非営利団体	公的企業		民間産業扱い
	中央政府	地方政府	社会保障基金		非金融	金融	
国立オリンピック記念青少年総合センター	○						
国立女性教育会館	○						
国立青年の家	○						
国立少年自然の家	○						
国立国語研究所	○						
国立科学博物館	○						
物質・材料研究機構	○						
防災科学技術研究所	○						
放射線医学総合研究所	○						
国立美術館	○						
国立博物館	○						
文化財研究所	○						
教員研修センター	○						
科学技術振興機構	○						
日本学術振興会	○						
理化学研究所					○		
宇宙航空研究開発機構	○						
日本スポーツ振興センター					○		
日本芸術文化振興会					○		
国立劇場区分 基金区分	○						
日本学生支援機構						○	
海洋研究開発機構							○
国立高等専門学校機構	○						
大学評価・学位授与機構	○						
国立大学財務・経営センター	○						
メディア教育開発センター	○						
日本原子力研究開発機構	○						
<厚生労働省>							
国立健康・栄養研究所	○						
産業安全研究所	○						
産業医学総合研究所	○						
勤労者退職金共済機構							○
高齢・障害者雇用支援機構				○			
福祉医療機構						○	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○						
労働政策研究・研修機構	○						
雇用・能力開発機構	○						
労働者健康福祉機構					○		
国立病院機構					○		
医薬品医療機器総合機構	○				○		
医薬基盤研究所					○		
年金・健康保険福祉施設整理機構	○						
<農林水産省>							
農林水産消費技術センター	○						
種苗管理センター	○						
家畜改良センター	○						
肥飼料検査所	○						
農薬検査所	○						
農業者大学校	○						
林木育種センター	○						
さけ・ます資源管理センター	○						
水産大学校	○						
農業・生物系特定産業技術研究機構	○						
農業生物資源研究所	○						
農業環境技術研究所	○						
農業工学研究所	○						

第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業		
	一般政府				対家計 民間 非営利 団体	公的企業	
	中央 政府	地方 政府	社会保 障基金	非金融		金融	
食品総合研究所	○						
国際農林水産業研究センター	○						
森林総合研究所	○						
水産総合研究センター	○						
農畜産業振興機構					○		
農業者年金基金							○
							○
			○	○			
							○
農林漁業信用基金							○
緑資源機構					○		
<経済産業省>							
経済産業研究所	○						
工業所有権情報・研修館	○						
日本貿易保険						○	
産業技術総合研究所	○						
製品評価技術基盤機構	○						
新エネルギー・産業技術総合開発機構					○		
					○		
					○		
					○		
					○		
					○		
	○						
日本貿易振興機構					○		
原子力安全基盤機構							○
情報処理推進機構							○
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○						
中小企業基盤整備機構	○						
							○
					○		
							○
							○
					○		
					○		
							○
<国土交通省>							
土木研究所	○						
建築研究所	○						
交通安全環境研究所	○						
海上技術安全研究所	○						
港湾空港技術研究所	○						
電子航法研究所	○						
北海道開発土木研究所	○						
海技大学校	○						
航海訓練所	○						
海員学校	○						
航空大学校	○						
自動車検査	○						
鉄道建設・運輸施設整備支援機構							○
							○
					○		
国際観光振興機構					○		
水資源機構					○		
自動車事故対策機構							○
空港周辺整備機構	○						
海上災害防止センター							○
都市再生機構					○		

第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業		
	一般政府				対家計 民間 非営利 団体	公的企業	
	中央 政府	地方 政府	社会保 障基金	非金融		金融	
奄美群島振興開発基金							○
日本高速道路保有・債務返済機構	○						
<環境省>							
国立環境研究所	○						
環境再生保全機構	○						
国立大学法人							
国立大学法人(87法人)	○						
附属病院(43法人)					○		
大学共同利用機関法人(4法人)	○						
地方独立行政法人							
公立大学法人(7法人)		○					
附属病院(1法人)					○		

表4-2 政府の性質別・目的別・経済活動別分類例

1 政府の目的別・経済活動別分類

a. 目的別分類

1 一般公共サービス
2 防衛
3 公共の秩序・安全
4 経済業務
5 環境保護
6 住宅・地域アメニティ
7 保健
8 娯楽・文化・宗教
9 教育
10 社会保護

b. 政府サービス生産者経済活動別分類

中分類	小分類
電気・ガス・水道業	下水道 廃棄物処理
サービス業	教育 学術研究機関
公務	公務

## 第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

### 2 実際の区分例

#### a. 中央政府（国の決算書）

（所管）文部科学省

（組織）文部科学本省

（項）文部科学本省

（目）職員基本給	→	性 質	雇用者報酬
		目 的	教 育
		経済活動	サービス業・教育

#### b. 地方政府（地方財政統計年報 2-5-1 表）

（性質）物 件 費 → 性 質 中間投入

（目的）民生費・老人福祉費 → 目 的 社会保護  
経済活動 公 務

## 2. 対家計民間非営利団体および対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計

### (1) 対家計民間非営利団体および対家計民間非営利サービス生産者の範囲

#### a. 対家計民間非営利団体の範囲

民間非営利団体を事業形態別に分けると、「対家計民間非営利団体」と「対企業民間非営利団体」とに分けることができる。対企業民間非営利団体は SNA では産業に含まれ、対家計民間非営利団体のみ別途推計を行っている。

民間非営利団体の範囲は、経営組織別にとらえると、個人、会社、国、公共企業体および地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社でない法人」および「法人でない団体」である。

このうち対家計民間非営利団体の範囲は、労働組合、政党、宗教団体などの他に、私立学校の全てである。団体の性格としては、「他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計に提供する団体」で、家計にサービスを売る場合でも代金は通常、生産コストを完全にカバーし得ず、その活動は原則として、会員からの会費徴収や、個人・企業・政府からの寄付・助成金、および財産所得によってまかなわれている。

日本標準産業分類で見ると、(751) 社会保険事業団体、(753) 児童福祉事業、(754) 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）、(755) 障害者福祉事業、(759) その他の社会保険・社会福祉・介護事業、(76) 学校教育（うち私立）、(771) 社会教育、(81) 学術・開発研究機関（うち私立）、(92) 宗教、(912) 労

働団体、(913) 学術・文化団体、(914) 政治団体、(919) 他に分類されない非営利の団体、(931) 集会場が該当する。

なお、(84) 娯楽業もその対象に入るべきものがあると思われるが、経営組織別にみると、民間非営利団体とみなされるものの数が僅少であるため除外している。

b. 対家計民間非営利サービス者の範囲

対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動だけでなく、副次的に「産業としての活動」である収益事業（例えば、住宅の所有・賃貸、食堂や飲食店の経営、会員・一般向け小売店の経営など）を行っている場合があるが、推計の便宜上、対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動のみを行うと考え、この副次的な部分を含まないかたちで推計を行っている。

このことにより、SNA 上の対家計民間非営利団体と対家計民間非営利サービス生産者の範囲は完全に一致している。

(2) 推計方法

対家計民間非営利団体の推計方法は、団体の活動目的別に「教育」と「その他」の2部門に分け、それぞれの活動部門別に推計している。

a. 活動目的別分類「教育」の推計

活動目的別分類「教育」は、日本標準産業分類(76) 学校教育(私立学校ただし附属病院を除く)および(771) 社会教育からなっている。

(a) 私立学校教育の推計方法

平成9年度までは『私立学校の財務状況に関する調査』(旧文部省)を基礎資料として推計を行った。この調査は文部大臣所轄及び都道府県知事所轄学校法人が対象となっており、そのなかには私立学校の附属病院及び、本来民間非営利団体ではない「個人立」(家計に含まれる)の学校も含まれている。

このうち附属病院分については、産業である医療業に含まれるべきものであり、基礎資料上分離可能のため推計から除外しているが、個人立学校分については分離することが困難なため推計値の中に含まれている。

また、平成10年度からは上記の調査が廃止となったため、『今日の私学財政』(日本私立学校振興・共済事業団)を基礎資料として推計している。この調査結果には附属病院分は含まれていないが、個人立学校分は旧文部省の調査同様、調査対象となっている。個人立学校分については従来同様分離が困難なため、推計値の中に含まれている。

私立学校についての基礎資料は確報推計時には間に合わないため、確々報時に推

## 第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

計に使用している。確報時の推計方法については、確々報値に、対前年度比の平均（過去3年分）『学校基本調査』（文部科学省）の私立学校教職員数および、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）の賃金指数の伸び率を用いて延長推計している。

### (b) 社会教育の推計方法

『民間非営利団体実態調査』（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）の調査結果から無形固定資産を除外したものを基礎資料とし、産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組替え、推計している。（組み換え方法については表4-3を参照。）

### b. 活動目的別分類「その他」の推計

活動目的別分類「その他」は、日本標準産業分類の（751）社会保険事業団体、（753）児童福祉事業、（754）老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）、（755）障害者福祉事業、（759）その他の社会保険・社会福祉・介護事業、（912）労働団体、（913）学術・文化団体、（914）政治団体、（919）他に分類されない非営利的団体、（92）宗教、（931）集会場からなる。

#### (a) 政治団体の推計方法

政治団体は昭和49年以降『民間非営利団体実態調査』の対象外となったため、現在は『政治資金収支報告書』（総務省）から収入、支出総額を把握し、支出額については内訳がないため『民間非営利団体実態調査』の昭和45～48年度の政治団体分平均の支出項目のウェイトで分割している。

#### (b) 政治団体以外の「その他」に係る推計

『民間非営利団体実態調査』を基礎資料としている。この調査より得られる産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組替えて推計している。（組み換え方法については表4-3を参照）

### c. 年度値の暦年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は年度計数の基礎資料により推計を行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割し暦年値も求めるが、その四半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」ともに『毎月勤労統計調査報告（全国調査）』の教育、社会保険・福祉、サービス業の賃金指数を、「教育」の家計最終消費支出に関しては、『家計調査』（総務省）の私立学校授業料を用い、他の計数については4分の1分割で四半期値を推計している。

第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計

表4-3 民間非営利団体実態調査項目と非営利推計項目との対応

勘定	推計項目		実態調査該当項目
国内総生産 勘定(支出側)	中間投入		仕入原価
			消耗品費
			光熱水道料
			(A) 印刷・製本費
			地代・家賃・賃借料
			その他の事業経費
		在庫(控除)	
付加価値		(B) 雇用者報酬	(B) 人件費
		(C) 固定資本減耗	(C) 減価償却費
		(D) 生産・輸入品に課される税	(D) 租税・公課
		(E) = (B) + (C) + (D)	
(生産額)	計	(F) = (A) + (E)	
産出額		(G)	
制度部門別 所得支出勘定	中間需要		(G)
	家計現実最終消費	家計最終消費	(H)
		対家計民間非営利団体 最終消費支出	(I) = (F) - ((G) + (H))
制度部門別 資本調達勘定	総固定資本形成	(J)	投資支出
制度部門別 所得支出勘定 (一部)	財産所得(支払)		(K) 支払利息
	社会扶助給付		(L) 移転的支出
	財産所得(受取)		(M) 配当収入
			貸貸料収入
	民間非営利団体への経常移転		(N) 会費等の移転的収入
	貯蓄		(O) = ((M) + (N)) - ((I) + (K) + (L))